

居宅介護支援事業所 概要

○事業所の種類

指定居宅介護支援事業所

(平成 17 年 11 月 7 日指定 鹿児島県 4671200519 号)

○事業所の名称

社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会隼人指定居宅介護支援事業所

○事業所の所在地

〒899-5106 霧島市隼人町内山田一丁目 6 番 74 号

(霧島市隼人ふれあい福祉センター)

○電話番号

0995-44-7611

○FAX番号

0995-44-7033

○運営方針

1. 事業所は、被保険者が要介護状態になった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その支援を行います。
2. 事業所は、ご契約者の選択により、心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健医療及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効率的に介護計画を提供するように努めます。
3. 事業所は、ご契約者とそのご家族の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、ご契約者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に支援致します。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

○開設年月日

指定居宅介護支援事業所：平成 17 年 11 月 7 日

○サービス提供地域 霧島市全域

○営業時間

・平日：8時15分～17時00分

※祝日、年末年始は休み

●サービス内容 サービスの特色

当事業所は、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が居宅において自立した質の高い日常生活を送れるように、又、老化に伴い介護が必要な方に対して、介護相談、介護計画等の適正な介護支援事業を提供することを目的とします。